

皆さんご存じですか？ 児童扶養手当・特別児童扶養手当

母子家庭などのために・・・

■児童扶養手当

★児童扶養手当を受けることができる方

次のいずれかに該当する18歳の年度末までの児童（心身に一定の障害を持つ児童は20歳未満）を監護している母または養育している方。

- ① 父が離婚したあと、父と生計を同じくしていない児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が極めて重度の障害の状態にある児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

*ただし、支給要件に該当してから5年を経過したときには認定請求をすることができません。

★手当月額

児童1人	42、370円
児童2人	47、370円

心身に障害を持つ児童のために・・・

■特別児童扶養手当

★特別児童扶養手当を受けることができる方

精神や身体に障害のある20歳未満の児童を監護している父または母、もしくは養育している方

ただし、障害児自身が当該障害を理由として年金を受給できる場合や、受給者の所得が一定額を越える場合は支給されません。

★手当月額

重度障害児①級	1人51、550円
中度障害児②級	1人34、330円

■児童扶養手当制度が改正されます

母子家庭などに支給されている児童扶養手当制度が平成14年8月から改正されます。

- ① 全部支給と一部支給の限度額が変わり、一部支給の手当額が所得に応じてきめ細かく定められます。
- ② 養育費の八割相当額が所得として取り扱われます。
- ③ 従来、収入から控除していた寡婦控除、寡婦特別加算は控除しないこととなります。
- ④ 児童扶養手当の支給事務が宮城県から白石市へ委譲されます。

■(特別)児童扶養手当現況届のお知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方は、所得や看護の状況などの確認のため、8月14日から8月30日までに現況届所得状況届を提出する必要があります。提出がない場合は手当を受給できなくなりますのでお忘れのないように。

☎ 福祉事務所社会福祉係
22-1400

国保税 Q&A

Q、今月、国保税の納付書(第4期〜第8期分)が送付されましたが、第1期〜第3期分と税額が違うのはなぜですか？

A、第1期〜第3期分は、暫定賦課(仮の税額)のため、昨年度の税額の3/8の額になっています。本市の場合、国保税の税額が確定するのが8月になっていますので、今回送付した納付書(第4期〜第8期分)は、14年度の確定した税額から暫定税額(第1期〜第3期分)を差し引いた税額となります。また、年度途中で加入や脱退があった方の税額は月割りで計算されます。

8月は国民健康保険税第4期の納期です。納期限内納付にご協力ください。納付には納め忘れのない口座振替をおすすめします。

☎ 税務課国民健康保険係
22-1313

計量器定期検査のお知らせ

〜正しい計量・豊かなくらし〜

計量器の定期検査が10月7日(月)から11日(金)まで実施されます。この定期検査を受けない計量器(はかり)は、取引証明に使用できなくなりますので、期間中に必ず検査を受けてください。新しいはかりでも「免除」のシールを貼りますので、日程を確認のうえ、検査会場までお越しください。



☎ 商工観光課 22-1321
宮城県計量検定所
022-247-1641

計量器の検査日程

月 日	検査時間	対象地区	検査場所
10月7日(月)	10:30~12:00	越 河	越河公民館
10月7日(月)	14:00~15:00	小 原	小原公民館
10月8日(火)	10:30~12:00	白 川	白川公民館
10月8日(火)	13:30~15:00	福 岡	福岡公民館
10月9日(水)	10:30~12:00 13:00~15:00	白 石(南町・田町・本町・中町・長町・亘理町)、 斎川、大平、大鷹沢	白石市役所
10月10日(木)	10:30~12:00 13:00~15:00	白 石(短ヶ町・新町・西益岡・中益岡・東益岡・ 清水小路・寿町・柳町)	白石市役所
10月11日(金)	10:30~12:00 13:00~15:00	白 石(本郷第1~第4・ 寿山・緑が丘・鷹巣・旭町・ 上郡山・郡山・小下倉)	白石市役所